規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	
	無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案
規制の名称	(1)航空機の登録に関する制度の創設等(航空法第131条の3~第131条14関係)
規制の区分	新設
担当部局	国土交通省航空局安全企画課
評価実施時期	令和2年2月27日
規制の目的、内容及び必要性等	(1)無人航空機の登録制度の創設 ・無人航空機の所有者に対し、所有者・使用者の氏名・住所等の登録、登録無人航空機への登録記号の表示等、登録の更新を義務付け、登録又は登録記号の表示をせずに飛行させた違反行為者に罰則を科す。 ・無人航空機の所有者に対し、登録事項の変更があった場合の届出、登録無人航空機を滅失等した場合における抹消申請を義務付け、届出又は申請義務違反に係る罰則を科す。 ・無人航空機の使用者に対し、機体の安全性能を維持管理するための機体の適切な整備及び改造を義務付ける。 ・無人航空機の所有者又は使用者に対し、航空機の航行の安全又は、地上若しくは水上の人若しくは物件の安全が著しく損なわれるおそれがあるものとして 登録欠格要件に該当することとなる場合等における是正命令、命令に従わない場合や不正登録を行った場合における登録の取消しを行い、是正命令違反に 係る罰則を科す。 ・無人航空機の使用者又は所有者に対する義務履行状況の報告徴収等を行う。 (2)無人航空機の飛行の許可・承認に係る規制の合理化 ・航空機の航行の安全並びに地上の人及び物件の安全を損なうおそれがない無人航空機の飛行について、一定の類型に当てはまる場合には、行為規制の 適用除外とする。
直接的な費用の把握	
(遵守費用)	・無人航空機の登録制度の創設にあたり、無人航空機を飛行の用に供しようとする者に対して、申請書類作成の費用及び申請時の手数料が遵守費用として発生する。 ・無人航空機の飛行の許可又は承認に係る規制の合理化に係る遵守費用について、個々の許可又は承認に係る費用が不要となる。
(行政費用)	無人航空機の登録手続きに係る事務経費が発生する。
直接的な効果(便益)の把握	・無人航空機の所有者が特定可能となることに伴い、故意に危険な無人航空機の飛行を行うことを抑止できるようになるとともに、安全上問題のある無人航空機の飛行を防止し、事故発生の原因究明を的確に行うことができるようになること等により、無人航空機の飛行の安全性を確保することができる。 ・無人航空機の飛行の許可又は承認に係る規制合理化により、個々の許可又は承認に係る費用について、遵守費用、行政費用ともに不要となる。
副次的な影響と波及的な費用の把 握	所有者の把握等、無人航空機に対して適切な規制が課されることにより、無人航空機に対する社会的受容性の向上が見込まれ、それに伴い無人航空機の利用推進が図られることが想定される。
費用と効果(便益)の関係	本規制案の導入には、登録の申請にかかる手数料が遵守費用として見込まれるものの、無人航空機の匿名性を廃し、所有者を特定可能となることに伴い、故意に危険な無人航空機の飛行を行うことを抑止できるようになるとともに、安全上問題のある無人航空機の飛行を防止し、事故発生の原因究明を的確に行うことができるようになること等により、無人航空機の飛行の安全性が確保されることから、当該規制案を導入することが適当である。
代替案との比較	日本国内で飛行しようとするすべての無人航空機の飛行を許可制とすること考えられるが、航空機や地上の人及び物件の安全性に影響を及ぼさないような飛行等についても許可を求めると、遵守費用、行政費用ともに莫大な費用が発生し、また、過剰規制となるため、本規制案の新設を行うことが妥当である。
その他関連事項	第12回小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会において検討が行われた。(令和元年11月)
事後評価の実施時期等	航空法については、無人航空機に関する規制が新設された平成27年改正(平成27年法律第67号)の附則において期限の指定がない検討規定が置かれている。
備考	

規制の事前評価書(要旨)

	無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部 を改正する法律案
規制の名称	(2)空港における小型無人機等の飛行の禁止等(小型無人機等飛行禁止法第7条及び第11条関係)
規制の区分	拡充
担当部局	国土交通省航空局安全企画課
評価実施時期	令和2年2月27日
	周辺上空での小型無人機等の飛行の禁止対象となる重要施設に、国土交通大臣が指定した空港を追加し、指定した空港の周辺上空において違法に飛行する小型無人機等に対し、警察官等による機器の退去命令や飛行の妨害、機器の破損その他の必要な措置を可能とすることに加え、新たな規制として、空港管理者に巡視や滑走路閉鎖の義務を課すとともに、空港管理者が、当該違反行為者に対する命令及び命令に従わない場合における小型無人機に対する機器の退去命令や飛行の妨害その他の必要な措置をとることができることとする。
直接的な費用の把握	
(遵守費用)	空港管理者が違法に飛行する小型無人機等の有無を把握するための巡視等の措置をとるための費用及び違法な飛行が確認された場合に滑走路閉鎖を行う ことに伴う費用が発生する。
(行政費用)	国土交通大臣が対象空港及び当該対象空港の敷地又は区域を指定するための費用が発生する。
直接的な効果(便益)の把握	空港の利用者や経済活動への多大な影響を軽減し、小型無人機等の飛行により空港機能が阻害される事態の発生を抑止することが可能となる。
副次的な影響と波及的な費用の把 握	国土交通大臣が指定した空港に対する危険の未然防止が図られることにより、増加するインバウンド需要等を下支えする効果が期待される。
	本規制案の導入には、空港管理者による巡視等の実施や国土交通大臣による空港の指定等に一定の費用が見込まれるが、国民・物資の輸送に欠かせない 重要インフラである国土交通大臣が指定した空港に対する小型無人機等の飛行による危険の未然防止が図られ、もって国民生活及び経済活動の基盤を維持 可能となる効果が期待されるため、当該規制案を導入することが適当である。
	国内全ての空港を対象として本法律による規制を適用可能とすることが考えられるが、全ての空港において、その周辺上空で小型無人機等を飛行させる者に 警察等・空港管理者への通報、空港管理者の同意を得る費用が発生する一方、利用者の少ない空港において、このような規制を行っても得られる効果は小さ く、新たに発生する遵守費用に見合う効果は得られないことから規制案の導入が適当である。
その他関連事項	第12回小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会において検討が行われた。(令和元年11月)
事後評価の実施時期等	 小型無人機等飛行禁止法については制定時に不断の見直しを求める検討規定が置かれている。
備考	

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部 を改正する法律案
規制の名称	(3)空港等の設置者等による施設の管理に関する基準の強化 (航空法第39条、第47条及び第47条の2関係)
規制の区分	拡充
担当部局	国土交通省航空局安全企画課
評価実施時期	令和2年2月27日
規制の目的、内容及び必要性等	空港等の設置者が遵守しなければならない「保安上の基準」について、より広範な事項について定める空港等の管理の基準として「機能確保基準」に改めるとともに、「機能確保基準」について、「保安上の基準」として国土交通省令で定めていた事項に加えて空港の機能の確保のために必要となる以下の事項を法律上明確に定めることとする。 (1)施設の周辺における無人航空機の異常な飛行その他の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の防止に関する事項 (2)自然災害、航空事故、上空への無人航空機の侵入その他空港等の機能を損なうおそれのある事象が生じた場合における措置に関する事項 (3)重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律に規定する空港管理者による巡視、滑走路閉鎖等の安全確保措置及び小型無人機の飛行の妨害等の安全確保措置に関する事項
直接的な費用の把握	
(遵守費用)	新たに空港機能管理規程を作成し届け出る費用及び空港機能管理規程に定めた事項を実施するための費用が発生する。
(行政費用)	空港等の設置者から届出された空港機能管理規程の機能確保基準への適合の確認及び機能確保基準に従った空港管理が行われているか把握するための 費用が発生する。
直接的な効果(便益)の把握	空港周辺での無人航空機の飛行や、自然災害等が発生した際の空港等の機能喪失を最低限にとどめることができる。
副次的な影響と波及的な費用の把 握	無人航空機の飛行や災害等が発生しても空港の機能の確保が図られることにより、増加するインバウンド需要等を下支えする効果が期待される。
費用と効果(便益)の関係	本規制案の導入には、空港等の設置管理者が新たに空港機能管理規程を作成し届け出る費用及び空港の機能確保のための施設管理に要する費用が見込まれるが、空港周辺での無人航空機の飛行や、自然災害等が発生した際の空港等の機能喪失が最低限となることが期待されるため、当該規制案を導入することが適当である。
代替案との比較	「機能確保基準」に基づく空港機能管理規程を届出対象とせず法令で一律に定めることが考えられるが、各空港における取扱旅客数の多寡、気象条件や空港アクセスの状況の違い等、地域の個別の空港の特性を全て勘案して、法令形式で当該規程を一律に定めることは困難であり、それにも関わらず、無理に法令形式で定めようとすれば、各空港の実態にそぐわない管理規程となる部分も生じざるを得ないため、効果は限定的であることから本規制案を導入することが適切である。
その他関連事項	
事後評価の実施時期等	施行5年後に事後評価を実施
備考	